

参考資料

目 次

	頁
参考資料 1	
事故情報データベースによる事故事例	1
参考資料 2	
未就学児をもつ保護者からの聞き取り調査結果	4
参考資料 3	
事業者、事業者団体、遊具メーカー及び有識者への聞き取り調査結果	6

参考資料 1 事故情報データベースによる事故事例

表 事故情報データベースによる治療期間 1 か月以上の事故事例

発生年月	事故の概要	危害程度・内容
平成 20 年 4 月	ショッピングセンターの遊具コーナーのエアクッションで遊んでいた 6 歳の娘がバランスを失い左足大腿骨骨折で手術。補償されるか。	治療期間 1 か月以上骨折
平成 21 年 5 月	施設内遊園地のエア滑り台で子どもが滑っている最中に右脚を骨折し、全治 1 ヶ月の診断。遊具に構造的な欠陥があったと言えるか。	治療期間 1 か月以上骨折
平成 22 年 3 月	孫が屋内遊園地のボールプールに飛び込んで足を骨折した。遊具に問題があるのではないか。通院費等の負担をして欲しい。	治療期間 1 か月以上骨折
平成 22 年 4 月	滑り台を親が幼児を前面で抱える状態で滑っていたところ、滑り台の斜面終点付近で止まり、幼児が右足を骨折。	重大事故等 治療期間 1 か月以上骨折
平成 23 年 8 月	施設に設置されたエア遊具の送風機内に指を入れ、人差し指の先を切断する重傷。	重大事故等 治療期間 1 か月以上切断
平成 23 年 9 月	旅行先の遊園地の遊具で遊んでいた息子が腕を骨折してしまった。業者がはっきりとした回答をしてこないがどうしたらいいか。	治療期間 1 か月以上骨折
平成 24 年 2 月	複合遊具内の通路を仕切るネットを跨いだところ、転倒し、右橈骨骨端線（みぎとうこつこったんせん）損傷の重傷。	重大事故等 治療期間 1 か月以上骨折
平成 24 年 3 月	妻が 2 歳の息子を抱きかかえ、ローラー滑り台を滑っていたところ息子が足を骨折し救急車で運ばれた。施設に損害賠償を求めたい。	治療期間 1 か月以上骨折
平成 24 年 4 月	遊具施設で子どもが転落し右腕を骨折した。施設担当者とは怪我の補償や監視体制の話をしたいが対応が不親切だ。指導して欲しい。	治療期間 1 か月以上骨折

発生年月	事故の概要	危害程度・内容
平成 24 年 10 月	ボールプールを利用中、他の利用者と接触し、歯槽骨骨折等の重傷。	重大事故等 治療期間 1 か月以上 骨折
平成 24 年 11 月	2 歳 9 ヶ月の娘がテーマパークの滑り台の階段で転倒し、怪我を負った。業者に責任はないのか。	治療期間 1 か月以上 擦過傷・挫傷・打撲傷
平成 25 年 2 月	3 か月前、4 歳の娘が屋内商業施設の滑り台で着地した際、すねを骨折し 3 カ月通院とリハビリで現在は治癒。国セン報道により架電。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 2 月	ショッピングセンターの回転遊具で子どもが左肘を骨折した。5 日間入院し手術した。施設管理者の対応が悪い。情報提供する。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 6 月 (受付年月)	大手スーパーマーケットの遊び場で息子が怪我をした。遊び場について事業者は一切責任を負わないとあるが、配慮は必要だと思う。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 7 月	1 週間前有料の全天候型室内遊園地内で点検不備によりボルトが外れ 9 カ月の子どものかかとが骨折し入院中。補償について相談したい。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 8 月	ショッピングモールの遊具でスタッフのサポートがなかったため娘が全治 1 カ月以上かかる怪我をした。損害賠償請求したい。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 8 月	コンビニのアスレチック施設で遊んでいた子どもが骨折した。業者は責任を認めないが、施設に問題はないのか。今後どうしたらよいか。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 10 月	有料の遊具利用施設で子どもが肘を骨折した。施設の安全性もその後の対応もおかしい。補償を求めたい。どうしたらいいか。	治療期間 1 か月以上 骨折

発生年月	事故の概要	危害程度・内容
平成 25 年 12 月	子どもがショッピングモールの有料のボールプールに飛び込んだら、足の脛を骨折した。このような施設に安全基準は無いのか。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 25 年 12 月	大型書店内の遊具施設で 5 歳の娘が舟型の遊具から落ちて怪我をした。手術も必要となり書店に申し出たが保障も謝罪もなく不満。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 26 年 1 月	家電量販店内の遊戯スペースにあるエア遊具で 2 歳の娘が転び左腕を複雑骨折した。店は責任を認めないが補償を求めたい。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 26 年 5 月	アスレチック施設で、5 歳の子どもが従業員の不適切な遊具の扱いが原因で怪我をした。損害賠償請求したい。	治療期間 1 か月以上 不明
平成 26 年 7 月	自動車ディーラーのプレイルームで子どもを遊ばせていたら、シーソーから落ちて左肘を骨折した。ディーラー側に補償を求められるか。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 26 年 7 月 (受付年月)	昨日、ボーリング場に併設された屋内遊戯施設を利用していたところ、小学校 1 年の娘が骨折をした。施設側の対応がなく不満。	治療期間 1 か月以上 骨折
平成 26 年 12 月	飲食店の敷地に設置された滑り台で、児童 1 名が出発部から落下し、意識不明の重体。	重大事故等 意識不明の重体

(注 1) 事故情報データベースのデータを基に当委員会が作成。

(注 2) 「受付年月」は、消費生活センター等が相談を受け付けた年月。

(注 3) 期間は平成 20 年度から 26 年度。

参考資料2 未就学児をもつ保護者からの聞き取り調査結果

(ア) 事故やヒヤリハット情報について

- ・ ジャンピング遊具で、他の子どもが何人か入ってきて、保護者の子どもが転んだ上に他の子ども達が乗っかり打撲した。張り紙には1名で利用する注意事項の掲示があったが、注意する人はいなかった。
- ・ 年齢区分の注意事項の掲示はあるがスタッフはいない無料のスペースにおいて、年齢区分を守らない大きな子どもが多数入って来ると、危ないのでこちらが出ていかざるを得なくなる。保護者が見て注意するときは良いが、大きな子どもの保護者は見えていないことが多い。他人の子どもなので注意できない。
- ・ 垂直な壁を登るクッション性の遊具に、上の子に続いて下の子もついて登り、途中で下の子が落下した。目を離さないよう注意事項の掲示はあったが、フェンスがあり手が届かず、落下を防げなかった。
- ・ 電動で回る遊具の隙間に子どもの手などが挟まる恐れがある。
- ・ 2歳の子どもを、風船が舞っているスペースに入れてみたが、風圧が強く、風船にぶつかり飛ばされてしまった。年齢制限をして欲しい。
- ・ コーナーのガードが外れている遊具や保護材がはがれ木材がむき出しになっている遊具があった。遊戯施設へ申し出たら、すぐに使用中止にしてもらえた。
- ・ キッズスペースの玩具は、壊れていたり、乳幼児が口に入れてしまいそうな小さなものが多かったりする。注意事項は紙に書かれているが、置いてあること自体が適切ではない。

(イ) 事業者の安全管理責任について

- ・ 遊戯施設としてしっかり料金を取っているところは、スタッフが一緒に遊んでくれ、注意もしっかりしており、安全面もちゃんとしている。こういうところは保護者も楽しい。
- ・ 安いところは、スタッフは入り口に1人で、お金の管理をしている印象である。受付にいるスタッフは基本的に見ていない。
- ・ 0歳から小学校低学年までが利用し、スタッフが受付するだけで注意喚起をしない施設では、大きい子がいるときは小さい子は危険であり、何かあれば自分たちで言うしかない。
- ・ スタッフがいても子ども同士のトラブルなどを全て見ているわけではないので、状況証拠が取れるような監視カメラがあると良い。
- ・ 都市公園と同じく自己責任と思っている。都市公園の滑り台で隣についているのと同じ感覚であるが、ずっと一緒にいられるほどのスペースはない。

(ウ) 注意事項の掲示について

- ・ 入り口の注意事項の掲示で、年齢制限が書かれているのを見ている。
- ・ 注意事項の掲示の中に事故の責任についての表記は記憶にない。書いてあるものなのか。
- ・ 注意事項の掲示の全てを読めるわけではない。
- ・ 注意事項の掲示には、事故における保護者の安全管理責任について普通はほぼ間違いなく書いてあると認識している。

(エ) 保護者として気を付けていること

- ・ 他の子に怪我をさせないこと、自分の子が怪我をさせられないこと。
- ・ 子ども同士で衝突してしまうと、どちらかが悪くされてしまう。打ちどころや年齢によって問題になるので、衝突しないように気を付けている。
- ・ 注意事項の掲示に保護者の安全管理責任について書いてある、といわれると何も言い返せないのが必ず見る。
- ・ 兄弟で連れて行くと下の子だけを見ることになってしまう。
- ・ 普段とは違うところなので、子どもは興奮する。

(オ) 他の保護者に気を付けてもらいたいこと

- ・ 大きい子まで対象とした施設では、大きい子の保護者はしっかり子どもを見て欲しい。
- ・ 有料の施設でも、保護者は携帯・スマホをいじらずに、子どもをしっかり見ていて欲しい。
- ・ 保護者が友達同士で来ている場合、その子ども同士が遊んでいるところから目を離しがちになりやすい。

(カ) 事故情報の取扱いについて

- ・ 事故などが起きた場合でも、都市公園と同じく自己責任と思っているので、わざわざ報告したりしない。
- ・ 子どもから目を離していたことを配偶者から責められるため、事故があっても情報提供をしにくい。

参考資料3 事業者、事業者団体、遊具メーカー及び有識者への聞き取り調査結果

(ア) 骨折等重篤な事故の件数

- ・ 当委員会が聞き取り調査をした事業者 16 社で、骨折などの事故は平成 26 年度で 88 件あった。

(イ) 骨折等重篤な事故内容について

- ・ 事故のほとんどは遊具起因ではなく、遊び方が原因である。(事業者、遊具メーカー)
- ・ ジャンピング遊具で小さい子の上に大きい子どもが乗り事故が起きる。(事業者)
- ・ 子どもが飛んだり、転倒したり、(滑り台など高い遊具から) 転落したりする事故が多く、その多くは保護者が目を離しているケースである。(事業者)
- ・ 飛び跳ねて保護者が子どもの上に乗ってしまったり、走って壁に衝突したりする事故があった。(事業者)

(ウ) 事故情報の活用について

- ・ 他社の事故情報は入ってこない。できれば他社の事故情報を自主基準に反映したい。(事業者)
- ・ 事故が起これば、必ず何らかの措置を行い、社内基準に反映する。(事業者)
- ・ ヒヤリハットの抽出から予防策を検討している。(事業者)
- ・ 再発防止は事故からしか学べない。(事業者団体)
- ・ ジャンピング・エア遊具では大人と一緒に飛ぶことで子どもにダメージを与えてしまうことがシミュレーションで明らかとなった。結果を反映して遊具を改善すると事故が減った。(有識者、事業者)
- ・ 運営事業者等がデベロッパーに事故情報を報告する契約内容であるとは限らない。(デベロッパー)
- ・ 事故情報を外部のどこに報告しなければならないかわからない。(事業者)

(エ) スタッフの役割について

- ・ 受付や注意事項の掲示で保護者の安全管理責任を説明している。(事業者)
- ・ 人数制限を行い、特に注意すべき遊具での安全に配慮している。(事業者)
- ・ 安全管理責任がないとは言えないので、危険な遊び方をしている際には注意をしている。(事業者)
- ・ スタッフにおいて救急法の研修を受けることは必要最低限で、子どもの監視だけでなく、子ども同士の調整も重要である。(有識者)
- ・ 事故が起こった場合、応急手当や救急車を呼ぶなどしている。(事業者)

- ・ 病院まで付き添い、後日電話で病状を確認する。治療費と交通費は支払う。(事業者)
- ・ 屋内遊戯施設の事業者は安全管理責任をもつべきである。(事業者)
- ・ スタッフは子どもを疲れさせないようにする。疲れると怪我が増える。(事業者)

(オ) 子どもや保護者が気を付けるべきこと

- ・ 保護者は安全管理責任があり、子どもから目を離さないことを入場時にお願いしている。(事業者)
- ・ 受付や注意事項の掲示で遊具を誤って使わないよう説明をしているので、気を付けて欲しい。(事業者)
- ・ 「安全管理は保護者をお願いします」と注意事項を掲示しても、子どもが怪我をすると、「しかし、スタッフが見守っているのではないか」と保護者に言われる。(事業者)

(カ) 商業施設内の遊戯施設における事故防止に効果的な安全対策

- ・ 屋内常設の遊戯施設では、消費者と事業者との間に安全管理に関する的確な契約関係がないことが課題である。(有識者)
- ・ 保護者の安全管理責任についての説明を徹底したところ有効だった。(事業者)
- ・ 受付や注意事項の掲示で保護者の安全管理責任を説明している。(事業者)
- ・ 事故報告書を運用し、事故事例を反映した安全基準を制定したところ、事故件数が大幅に減少した。(事業者)
- ・ 利用者の人数制限や年齢でのエリア区分を設けて事故防止を図っている。(事業者)
- ・ 清掃やメンテナンスを重視して事故防止に努めている。(事業者)
- ・ 保護者の安全管理についての説明を徹底している。(事業者)
- ・ 「事故には責任を負いません」とせず、スタッフが責任を取るつもりで見守る。(事業者)
- ・ 遊戯施設の運営事業者の都合で遊具の配置が課題になる場合もあるが、最低限の基準を守る工夫をしている。(遊具メーカー)
- ・ 法律がないため、デベロッパーはテナントへ安全管理について指導できない。(デベロッパー)
- ・ テナントに対して、デベロッパーが厳しく安全管理を要求している場合もある。(事業者団体)

(キ) 商業施設内の遊戯施設の法的安全規制・安全基準について

- ・ 何らかの共通の安全基準が必要である。(事業者)
- ・ 遊具メーカー、運営事業者及び消費者が、安全管理についての意識を合わせることが必要である。(有識者)
- ・ 施設運用の法制度化が必要である。(事業者)
- ・ 消費者の安全を確保するだけでなく、事業者が責任を問われた際にその根拠となるものが必要である。(事業者)
- ・ 事業者への安全認証などがあれば、運営上優位となり得る。(デベロッパー、有識者)
- ・ 施設内事故に対する法的責任の考え方が事業者間で異なる。(事業者団体)
- ・ 厳しい安全基準を定めると、運営コストに影響する。最低限度守るべき基準が好ましい。(事業者)
- ・ 安全基準はあった方が良いが、実効性がなければその効果は疑問である。(事業者)